

「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in とっとり企画運営業務

に係る質問への回答

番号	質問内容	回答
1	「こどもまんなか」の「こども」は、何歳から何歳までを定義されていますか。	「子ども」は、こども基本法や子育て王国とっとり条例では「心身の発達の過程にある者」と定義しています。 当イベントの対象として想定するのは、主に10歳から18歳です。
2	こども家庭庁職員がシンポジウムに登壇する場合、宿泊・交通費は受託者負担でしょうか。	受託者負担は不要です。
3	ブースは子育て応援団体の出展を考えていますが、ワークショップの参加費を来場者から徴収することは良いでしょうか。参加費は実費を子育て応援団体が全て徴収し、受託者の収益にはしません。	徴収していただいて構いません。ただし、参加費が高額とならないよう配慮してください。
4	基調講演のゲストが講演ではなく司会者と掛け合いを行うトークショーを希望された場合、トークショーとして実施することは良いでしょうか。	構いません。
5	トークセッションに登壇する子どもミーティング参加児童・生徒は、東中西の3地区全てから1名でしょうか。	3地区から各1名の登壇を想定しています。
6	業務仕様書(4)1キ「広報に関する業務」(ア)～(ケ)の業務に加えて、別紙「開催計画案」の7広報に記載されている項目全て、広報業務として必須事項でしょうか？	基本的には全て必須になりますが、業務仕様書3(4)②キ(ア)のリーフレットの作成は任意とします。なお、SNSによる広報については県で運用している媒体(Instagram、X、Facebook)を使うことが可能です。
7	基調講演をするゲストは、トークセッションへの参加も必須でしょうか。著名人でスケジュール確保が難しく、基調講演のみでも可でしょうか。	ゲストのトークセッションの参加は必須ではありません。